特別委員会活動報告

まちづくり特別委員会

平成23年度は、「中心市街地のまちづくりについて」「新土岐津線整備事業について」をテーマと決めて、委員会を推進してきました。都市計画道路新土岐津線（一般県道河合多治見線）は延長距離が９６０ｍで道路幅員が16ｍであります。その内歩道は3・5ｍの2歩道で車道は4・5ｍ道路の2車線であります。

土岐市が先行整備する区間は２６０ｍで岐阜県に要望している区間は４００ｍで土岐川復緊事業にて３００ｍの区間は整備が終了しています。委員会で現地視察を行い進捗状況の把握を確認しましたが、用地交渉が遅れており、早急に土地の取得をしないと「中心市街地のまちづくり」の構想が描けないのが現状であります。

土地の取得については、個々の思いと現時点での評価額の違いや、境界線の折り合いが付かない等多くの問題があり、交渉が難航していますが、地権者の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。また、業界のリーダーの皆様やいろいろな人の意見を聞きながら、市有地の空地利用をして駅前の賑わいのあるまちづくりを考えています。

コンパクトシティ構想の中で駅前に高齢者住宅や瀬戸物横丁そして、ゆのみの里のフリーマーケット等が考えられます。また、各地域で「まちづくり」の活動が展開されていますので、当委員会と連携を密にして「中心市街地のまちづくり」について協議をしていきたいと考えています。

1月には「コミュニティバス（ふらっとバス）」実施している石川県金沢市と「コンパクトなまちづくり」を実施している富山県富山市へ視察に行ってきました。どちらも県庁所在地で人口的には大きな違いはありますが、「まちづくり」を実施するには大いに参考となりましたので、視察で学んだことを参考にしながらより良い土岐市の「まちづくり」を実施していきますので、よろしくお願いいたします。

議会改革特別委員会

昨年6月本会議において、議会改革特別委員会が設置されました。

地方分権（地域主権）が着実に進んでおり、議会と議員の本来の責務や資質が問われるようになってきており、土岐市議会議員一人一人が市民の信託に答えられる議会・議員に今以上に進化するとの共通認識を共有し議論をする中で、議会基本条例の制定をすべきと結論しました。日本の地方自治の基本は、二元代表制です。しかし「総与党化」でなれ合い首長と議会が対立し紛糾といった日本各地の地方自治体の現況が報道されております。行政への監視が不十分、首長提案を追認する傾向が強い、住民との直接対話が不足しているなどの課題を解決するためにも議会基本条例を制定し、二元代表性における議会、議員の責務を明確にし、議会の機能を発揮する必要があります。現在、毎月委員会を開催し議会基本条例の各章の条例案分作成について、また解説文について議論をしております。条例の案文決定後は、市民の皆さんに説明させていただきます。今回は、土岐市議会基本条例（案）の前文を紹介させていただきます。

土岐市議会基本条例（案）前文

土岐市議会は、日本国憲法に定められた地方自治法の本旨の実現のため二元代表性のもとに設置され、地方自治法を基本とする関連法令に基づき土岐市民による選挙によって当選した市民の代表で構成されており、合議制機関として位置づけられます。したがって、土岐市議会議員は、市民が平等に安全安心で豊かな暮らしを享受することができ、住んで良かったと実感できる土岐市の街づくりを推進するため、その役割と責務を果たすための活動に取り組みます。また、議会の尊厳を重んじるとともに、多様な市民の声に耳を傾け、自らの不断の研鑽による創意工夫と行動に基づき、先人たちからの脈々と伝承されてきた伝統や産業そして自然を愛し、未来を見据えた街づくりを推進する活動をします。さらに近年、地方分権あるいは地域主権が唱えられ推進されている状況を踏まえ、議員の責務や活動原則を定め、市民との関係や市長などの執行機関との関係を明確にするとともに、市民の信託に全力で応えていくことを決意することが、市民から議会に対する信頼と評価が高まることにつながると考えます。以上のことから、土岐市議会の最高規範として「土岐市議会基本条例」を定めるものです。